

**社会福祉法人 北九州障害者福祉事業協会
役員等の報酬及び費用弁償に関する規程**

平成20年6月1日 制定

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北九州障害者福祉事業協会（以下「法人」という。）の理事長、理事、監事、評議員、苦情解決第三者委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。ただし、常勤職員として給与を受ける者は除くものとする。役員等の報酬の併給は行わない。

(報 酬)

第2条 評議員及び役員に対し次のとおり報酬を支給する。

- (1) 非常勤の理事長は、月額100,000円を支給する。
- (2) 評議員及び理事、監事が法人業務を行う会議に出席した場合は1回につき10,000円を支給する。

(費用弁償)

第3条 苦情解決第三者委員が調整、助言等のために会議に出席した場合の交通費等の費用弁償として日額5,000円を支給する。

(旅 費)

第4条 役員等が法人の代表からの求めにより旅行するときは、法人の旅費規程に定める旅費交通費を支給する。

(支給方法)

- 第5条 第2条第1項第1号については毎月の職員給与支給日に支給する。
- 2 第2条第1項第2号及び第3条については、その都度支給する。
 - 3 第4条については出発前に支給する。

(改 正)

第6条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

付 則

(施行期日)

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

(費用弁償規程の廃止)

社会福祉法人北九州身体障害者福祉事業協会費用弁償規程（平成15年4月1日制定）は、廃止する。

(施行期日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成29年7月1日から施行する。